

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の対象となる施設

条例規則で定める生活関連施設及び特定生活関連施設（生活関連施設のうち特に届出の対象となる施設）を以下のよう
に定めています。

	項	生活関連施設	特定生活関連施設（注）
建築物	1	学校（ に掲げるものを除く。） 専修学校及び各種学校	全ての施設
	2	病院又は患者の収容施設がある診療所 患者の収容施設がない診療所	全ての施設 床面積の合計が200平方メートル以上の施設
	3	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が500平方メートル以上の施設
	4	観覧場、集会場又は公会堂	全ての施設
	5	展示場	床面積の合計が200平方メートル以上の施設
	6	コンビニエンスストアであって、直接地上へ通じる出入口のある階に売場を有するもの	床面積の合計が150平方メートル以上の施設
		マーケット	床面積の合計が500平方メートル以上の施設
		百貨店その他の物品販売業を営む店舗（ 及び に掲げるものを除く。） 卸売市場	床面積の合計が200平方メートル以上の施設
	7	ホテル又は旅館	床面積の合計が200平方メートル以上の施設
	8	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 事務所（ に掲げるものを除く。）	全ての施設
	9	共同住宅又は寄宿舎 下宿	床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
	10	老人ホーム、保育所（認可外の保育施設を除く。）福祉ホーム（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）その他これらに類するもの 保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（ に掲げるものを除く。）	全ての施設
	11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害福祉センターその他これらに類するもの	全ての施設
	12	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	床面積の合計が500平方メートル以上の施設
	13	博物館、美術館又は図書館	全ての施設
	14	公衆浴場	床面積の合計が200平方メートル以上の施設
	15	飲食店 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	床面積の合計が200平方メートル以上の施設 床面積の合計が500平方メートル以上の施設
	16	銀行又は郵便局（日本郵便株式会社の営業所であって、簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行うものをいう。）	全ての施設
		理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗及び銀行に類するサービス業を営む店舗	床面積の合計が200平方メートル以上の施設
	17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18	工場		
19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全ての施設	
20	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	床面積の合計が500平方メートル以上の施設	
	自動車の停留又は駐車のための施設（ に掲げるものを除く。）		
21	公衆便所	全ての施設	
22	公共用歩廊	全ての施設	
小規模建築物	1	患者の収容施設がない診療所	全ての施設
	2	劇場、映画館又は演芸場	
	3	展示場	
	4	コンビニエンスストアであって直接地上へ通じる出入口のある階に売場を有するもの又は薬局	全ての施設
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（ に掲げる施設を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以上の施設
		卸売市場	
	5	ホテル又は旅館	
	6	事務所（保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署を除く。）	
	7	共同住宅、寄宿舎又は下宿	
	8	保育所（認可外の保育施設に限る。）福祉ホーム（主として高齢者、障害者等が利用するものを除く。） その他これらに類するもの	
	9	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
	10	公衆浴場	床面積の合計が100平方メートル以上の施設
	11	飲食店	床面積の合計が100平方メートル以上の施設
	12	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	13	理髪店その他これに類するもの	全ての施設
		クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（郵便局（建築物の表16の項に同じ。）を除く。）及び銀行に類するサービス業を営む店舗	床面積の合計が100平方メートル以上の施設
14	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		
15	工場		
16	自動車の停留又は駐車のための施設		

注1 「建築物」において、床面積（増築、改築、用途の変更（当該用途の変更により生活関連施設とすることに限る。）又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（以下「増築等」という。以下同じ。）には、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が2,000平方メートル未満の生活関連施設については、表の規模に、自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積を算入しない。

注2 郵便局に関する表現については、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に合わせて平成24年10月1日に改正したもの。